

長浜市政治倫理の確立のための長浜市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第38号

長浜市政治倫理の確立のための長浜市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長浜市政治倫理の確立のための長浜市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成18年長浜市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「休日以外の日」の午前9時から午後5時までの間」を「長浜市庁舎管理規則（平成18年長浜市規則第19号）第3条第1項に規定する開庁時間内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。